

令和6年第8回日進市農業委員会議事録

開催日時

令和6年8月28日（水）15時00分

招集の場所

日進市役所 本庁舎 第1会議室

出席委員

会長 1番 市川 豊 会長

委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員
4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員
6番 曾根 大祐 委員 7番 武田 住男 委員
8番 山本 裕子 委員 9番 萩野 淑子 委員
10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員

推進委員 浅井 昌行 委員 伊藤 修 委員
堀之内 済 委員 宮島 一人 委員
村瀬 勝美 委員 加藤 秀幸 委員

欠席委員

会議事件説明のため出席した者の職氏名

職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長 村瀬 厚
書記 山浦 勝義
書記 津田 卓也
書記 田宮 信輔

付 議 事 項	議案第 1 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
	議案第 2 号	農業振興地域整備計画の変更について
	専決第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
	専決第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	専決第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	その他	生産緑地のあっせん願いについて

		排水については、周囲に囲いを施し、事業地内に集水桝を設け、北側の道路側溝へ排水する計画となっております。 第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。 第2号から5号についての各要件について、事務局で確認し支障ありません。 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の説明は以上です。 議案第1号の案件について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。 ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第1号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第2号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。 議案第2号「農業振興地域整備計画の変更について」説明いたします。 3ページをご覧ください。 8番の申出者による案件について説明します。 場所につきましては、4ページの地図をご覧ください。 申出地は北部福祉会館から東に30メートルの位置に所在し、登記地目は田、現況地目は雑種地で、面積は400㎡です。 土地改良事業の実施状況ですが、昭和45年度に事業完了した「県営ほ場整備事業日進地区第4工区」に該当します。 申出者は平成26年より、個人事業として型枠関連資材の各種運送業務を行っております。輸送用のトラックや運搬する資材を一時的に保管する資材置場が必要であることから、申請地において、諸官庁の許可を得ず、駐車場及び資材置き場に転用しており、違反状態を是正するため、農地転用の前
	議長	
	議長	
	事務局	

	段階として農用地からの除外申出があったものです。 場所は農用地域内ですが、最低限必要な除外規模であり、農用地の周辺部にあたり、農用地の集団化・効率的な利用に支障を及ぼす恐れはないものと考えられ、申出地周辺における担い手の農地集積にも支障はないと思われます。 周辺の農業用施設の機能にも支障はございません。 以上から、除外に必要な要件である農振法第13条2項各号について、満たしていると思われます。 続きまして、9番の申出者による案件について説明します。 場所につきましては、5ページの地図をご覧ください。 申出地は日進中学校から北東に約200メートルの位置に所在し、登記地目、現況地目ともに畑で、面積は331㎡です。 土地改良事業の実施状況ですが、昭和45年度に事業完了した「県営ほ場整備事業日進地区第4工区」に該当します。 申出者は、現在市内の集合住宅で家族四人で暮らしておりますが、今後の家族計画を考えるうえで、現在の住宅では手狭であるため、申請地に一戸建て住宅の建築を計画したものになります。 申出者には自己所有地が無く、両親に相談したところ、母親が所有している土地を使用しても良いという承諾を得ることができたため、やむを得ず申出地を選定したものになります。 場所は農用地内ですが、最低限必要な除外規模であるため、支障はございません。また、農用地の周辺部にあたり、農用地の集団化・効率的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われます。 周辺の農業用施設の機能にも支障はございません。 排水については、敷地内に集水桝を設け、南側の新設側溝へ排水をする計画となっております。 以上から、除外に必要な要件である農振法第13条2項各号について、満たしていると思われます。 議案第2号「農業振興地域整備計画の変更について」の説明は以上です。 議案第2号について、説明が終わりましたが、ご意見・ご
議長	

		質問等がございますか。 ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第２号「農業振興地域整備計画の変更について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第２号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、専決について、事務局より報告をお願いします。 (事務局より報告。専決について一括で報告) ・農地法第３条の３第１項の規定による届出 ６件 ・農地法第４条第１項第７号の規定による届出 １件 ・農地法第５条第１項第６号の規定による届出 １１件 専決について、何かご意見・ご質問等がございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。 続きまして、その他について、事務局より報告をお願いします。 (事務局より報告。) ・生産緑地のあっせん願いについて その他について、何かご意見・ご質問等がございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、その他については、終わります。 続いて、事務局より事務連絡などがありましたら、お願いします。 (事務連絡) ・来月の農業委員会 ・地域座談会の開催状況について ９月２７日(金) 午後３時 本庁舎４階第１会議室 それでは、これをもちまして、令和６年第８回農業委員会を終了させていただきます。 長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。
	議長	
	事務局	
	議長	
	事務局	
	議長	
	事務局	
	議長	
	(１５：４０)	